ママと子どもの安心ハウス加盟店契約書

ママさんホンポホールディングス株式会社

ママと子どもの安心ハウス加盟店契約書

ママさんホンポホールディングス株式会社(以下「甲」という)と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、ママと子どもの安心ハウス加盟店に関して、次の内容のとおり加盟店契約を締結する。

第1条（加盟店営業の付与）　甲は、乙に対し、以下に定める規定に従い、乙の地域において、甲が定めた商号、商標、マーク等及び甲の商品・サービス・経営ノウハウ(以下「商品」という)、施工店を使用して、統一的なイメージのもとに、ママと子どもの安心ハウス加盟店として営業する権利(以下「加盟店」という)を付与する。

第2条(契約金・加盟金)　契約金加盟金は無料とする。但し時世によって必要な場合は契約金を設けるものとする。

第3条(広告・宣伝・事務手数料)　 乙は、甲に対し、毎月の広告・宣伝費・事務手数料・ホームページ維持管理費、その他提供資料・チラシ代金、あかり支援金として月々金3万円（税別）を振込にて支払うものとする。

第4条(発注・施工店)　甲の商品・サービスの発注に関して乙は、下見・見積書・工事発注・商品・サービス発注などはすべて甲または支店、施工店に発注するものとする。

第5条(遵守事項)　乙は、商品の販売品名、販売価格、サービス内容、コンセプトは甲の指示通りとする、その他の営業方法は自由とする。

2　乙は、甲または支店、その他施工店、加盟店の信用もしくはイメージを損なう行為をしてはならない。

第6条(販売手数料)　甲は、当月1日から当月末までに入金になった売上金額からママリノ555万円（税別）の販売手数料として1部屋受注に付き40万円（税込）、不動産お助け隊月々3万円（税別）の中から月々1万円（税込）、賃貸110番19,000円（税別）契約ごとに5,000円（税込）金額を翌月10日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。その他の手数料に関してはその都度確認するものとする。

第7条(秘密保持)　乙は、ノウハウその他本契約に基づいて知り得た甲の秘密を現に秘匿し、これを第三者に開示または漏洩し、もしくは本契約の目的以外のために使用してはならない。

1　乙は、マニュアルその他、甲より貸与されもしくは提供を受けた文章、図面、その他の図書を厳重に管理し、甲の事前の書面による承諾なくこれを複写し、第三者に閲覧させ、または譲渡、転貸してはならない。

2　乙は、その従業員に対しても前2項の義務を遵守させなければならない。

第8条(譲渡禁止)　乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、本契約上の地位、本契約にもとづく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡または貸与もしくは担保の目的に供してはならない。

第9条(損害賠償)　乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

第10条(解約)　乙につき次の各号の一に該当する事由が生じたときは、甲は何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解約することができるものとする。

①　本契約または個別契約に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正がなされないとき

②　自ら振り出しまた裏書きした手形または小切手が1通でも不渡りとなったとき

③　破産、民事再生手続きまたは会社更生の申立をなし、また第三者からこれらの申立がなされたとき

④　自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等を受けたとき

⑤　公租公課の滞納処分を受けたとき

⑥　解散、合併、営業の全部または重要な財産の一部の譲渡を決議したとき

⑦　財産状態が悪化し、または悪化するおそれがあると認められるとき

第11条(有効期間)　本契約は、調印の日より2年間効力を有するものとする。

ただし、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の申出がないときには、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

第12条(解約・終結時の措置)　本契約が終了したときは、乙は当然に期限の利益を失い、甲に対する債務全額を直ちに支払うものとする。

2　本契約が終了したときは、乙は、甲の商標・商号・ノウハウ等の使用を直ちに止め、マニュアル、その他甲より貸与され、もしくは提供を受けた文書、図面、その他の図書全部をその全ての写しとともに甲に返却し、または甲の指示する方法により処分しなければならない。

第13条(合意管轄)　本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

　　以上、本契約を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

(甲)

所在地　東京都八王子市大和田町4丁目23番8号

会社名　ママさんホンポホールディングス株式会社

代表者　代表取締役　西山　晴敏

(乙)

所在地

会社名

代表者